

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

那須塩原市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 高林地区（黒磯地域）

(1) 現況

農用地区域に設定する農用地は、その約 7 割が畑として、約 3 割が田として利用されており、そのほとんどが地域中南部の米、麦、飼料作物等を組み合わせた土地利用型農業地帯に集中しており、国営那須野原総合農地開発事業にて上段幹線（那須疏水本幹）、支線用排水施設が整備されてきた。今後は効率的な生産を進めるための農業基盤整備として、農道・かんがい排水等の施設整備を進める。

また、本地区は全国でも有数の酪農地帯であることから、耕種農家と畜産農家の連携をこれまで以上に図っていく。さらに、地域ブランドとしてのそばの生産にも力を入れるなど、観光産業との連携による農業振興の展開を図る。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業を推進するとともに、「5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項」で定める法第 3 条第 3 項第 2 号の事業の取組要件に該当する地域については、同事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 黒磯地区（黒磯地域）

(1) 現況

農用地区域に設定する農用地は、その約 3 割が畑として、約 7 割が田として利用されており、国営那須野原総合農地開発事業にて下段幹線が整備され、その支線用排水路等の施設が整備されてきた。

また、この地区は、都市計画用途地域と接していることから開発に伴う農地の集团的機能を損なうことがないよう、農用地の保全を図る必要がある。その上で生産機能を維持することを目的とした農業基盤整備として、農道・かんがい排水等の施設整備を進める。

今後は、需給調整対策による大豆・麦等の本格的な生産及び団地化を推進していく。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 東那須野地区（黒磯地域）

(1) 現況

農用地区域に設定する農用地は、その約1割が畑として、約9割が田として利用されており、国営那須野原総合農地開発事業で東那須野用水路が整備され受益を得ている。なお、都市計画用途地域と近接している地区については、市街地の拡大等の開発に伴い農地の集団的機能を損なうことがないよう、水田としての利用を基本として、需給調整対策による大豆、麦等の外、野菜栽培の導入を図り本格的生産及び団地化を推進しつつ、高能率機械導入等による生産体制の確立を推進し、農用地の保全を図っていくために、基盤整備事業として農道・かんがい排水等の施設整備を進める。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 鍋掛地区（黒磯地域）

(1) 現況

農用地区域に設定する農用地は、その約1割が畑として、約9割が田として利用されている。本市を代表する水稻地帯であり、一戸当たりの経営規模面積も大きい。

また、農業構造基盤整備事業等により鍋掛・石田坂地区においては、換地を実施しており、杉渡土・越堀・赤沼地区においては、排水対策事業を実施してきた。

今後は、担い手農家への農地集積をさらに促進しながら、水稻、麦、大豆、野菜等を取り入れた複合経営体制を確立し、農用地の保全を図っていくために、農業基盤整備として農道・かんがい排水等の施設整備を進める。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 狩野地区（西那須野地域）

(1) 現況

農用地区域に設定する農用地は、その約1.5割が畑として、約8.5割が田として利用されており、井口・槻沢集落においては、大規模土地改良事業によるほ場整備が行われているが、他の集落においては、旧来の農地形態・集落形態である。現在、水稻、麦、大豆、野菜等を取り入れた複合経営体が確立されている。今後は土地基盤整備事業の推進を図り農地の集団化を進め、土地利用の効率化を促進する。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 西那須野地区（西那須野地域）

(1) 現況

農用地区域に設定する農用地は、その約 1 割が畑として、約 9 割が田として利用されており、那須開墾社によって拓かれ、概ね整形をなした用地形態を有し、数本の疏水が北から南に流れ、基盤の条件も良好である。現在、水稻、麦、大豆、野菜等を取り入れた複合経営体が確立されている。しかし、都市計画用途地域と接していることや新たな幹線道路の供用により小規模開発が進行していることから、農地の集团的機能を損なうことがないように、農用地の保全を図るとともに、今後は農業用施設と併せ農業近代化施設の整備を促進し、生産性の向上を図る。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 関谷地区（塩原地域）

(1) 現況

農用地区域に設定する農用地は、その約 9 割が畑として、約 1 割が田として利用されており、日の出集落においては、区画整理が行われており、機械施設の近代化による酪農の振興が進んでいる。今後は飼料作物の安定的で適正な栽培をするため、かんがい排水施設の整備を進め、畑地としての利用を図る。

上の内集落においては、用水の確保・区画整理により水田としての利用を図る。畑地については、飼料作物栽培による酪農の振興や施設・露地栽培による野菜等の振興を図る。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業を推進するとともに、「5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項」で定める法第 3 条第 3 項第 2 号の事業の取組要件に該当する地域については、同事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8. 箒川沿岸地区（塩原地域）

(1) 現況

農用地区域に設定する農用地は、その約 1 割が畑として、約 9 割が田として利用されており、箒川沿岸の水田地帯はほ場整備が完了しており、近代的機械施設による稲作経営を推進し、水田としての利用を図る。台地にある畑、水利の悪い水田については、果樹・花木・酪農・肉用牛の振興を進め、畑地としての利用を図る。

上大貫集落内の那須野が原パイロットエリアは基盤整備も完了しており、田畑輪換田利用を図る。下田野集落は那須野が原総合農地開発事業によるかんがい排水施設の整備により畑地としての利用を図る。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業を推進するとともに、「5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項」で定める法第 3 条第 3 項第 2 号の事業の取組要件に該当する地域については、同事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

9. 蛇尾川沿岸地区（塩原地域）

(1) 現況

農用地区域に設定する農用地は、その約 4 割が畑として、約 6 割が田として利用されており、曇沼用水系に属する水田については、農道整備・区画整理等の導入に向けた検討を進め、水田としての利用増進を図る。

畑については、酪農振興を図るため飼料作物の安定的な生産のための畑としての利用を図る。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業を推進するとともに、「5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項」で定める法第 3 条第 3 項第 2 号の事業の取組要件に該当する地域については、同事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

10. 塩原地区（塩原地域）

(1) 現況

農用地区域に設定する農用地は、その約 7 割が畑として、約 3 割が田として利用されており、山間台地にひらけた畑地を中心に、今後とも高冷地野菜の優良生産地としての地位を続けるため、連作障害対策、侵蝕防止、給排水施設及び近代化施設の整備を行い畑として利用し、また、畑に付随して点在する水田については、今後とも水田として利用を図る。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業を推進するとともに、「5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項」で定める法第 3 条第 3 項第 2 号の事業の取組要件に該当する地域については、同事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

11. 奥塩原地区（塩原地域）

(1) 現況

農用地区域に設定する農用地は、全てが畑として利用されており、山間地にひらけた畑地では、傾斜地のため侵蝕流水と連作障害に悩まされている。高冷地野菜の生産地として確立しつつあることから、連作障害対策、侵蝕防止、農道、給排水施設及び近代化施設の整備により畑として利用を図る。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業を推進するとともに、「5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項」で定める法第 3 条第 3 項第 2 号の事業の取組要件に該当する地域については、同事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	高林地区、関谷地区、 箒根川沿岸地区、蛇尾 川沿岸地区、塩原地 区、奥塩原地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲 げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	上記以外の区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に 掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号（多面的機能支払）事業の実施に当たっては、栃木県等で構成される推進組織へ参画することとする。
2. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画(別紙)

1. 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。

(1)対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

高林地区、関谷地区、箒川沿岸地区、蛇尾川沿岸地区、塩原地区、及び奥塩原地区とする。

イ 対象農用地

(7) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(4) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、田1/30以上、1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の緩傾斜農用地を対象とする。

(2)集落協定の共通事項

1)集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2)協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が2戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3)対象者

認定農業者に準ずる者とは、那須塩原市人・農地プランに位置付けられたものとする。

(4)その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。